四日市市告示第 316 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月 9日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更) (都市整備部道路管理課)

<u>\</u>	(色以変史) (都中釜浦市					<u> </u>
整	理	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 追加前幅員	追加区間延長 追加前延長	備考 別添図位番号
番	号	始禄石	区域変更後起終点	追加後幅員 (m)	追加後延長 (m)	
	1	西坂部108号線	西坂部町字八幡646-5 地先から 西坂部町字八幡646-11 地先まで 西坂部町字八幡646-5 地先から 西坂部町字八幡655-58 地先まで	6.0~10.6 6.0~13.4 6.0~13.4	49.8 68.8 118.6	区域を変更する 終点を変更する No.1
整	理	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 追加前幅員	追加区間延長 追加前延長	備考 別添図位番号
番	号		区域変更後起終点	追加後幅員 (m)	追加後延長 (m)	
	2	川北34号線	川北一丁目748-8 地先から 川北一丁目748-6 地先まで 川北一丁目119-1 地先から 川北一丁目748-6 地先まで	6.0~13.1 6.0~10.0 6.0~13.1	60.0 60.6 120.6	区域を変更する 起点を変更する 幅員を変更する No.2
整	理	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 追加前幅員	変更区間延長 変更前延長	備考 別添図位番号
番	号	正 百 4 水 ~ □	区域変更後起終点	追加後幅員 (m)	変更後延長 (m)	
	3	東本郷16号線	楠町本郷字切所1312 地先から 楠町本郷字川北1614-1 地先まで 楠町本郷字切所1312 地先から 楠町本郷字川北1614-1 地先まで	6.0~9.5 1.5~6.6 1.5~9.5	261.2 261.2 261.2	区域を変更する 幅員を変更する No.3